平成二十八年三月一日印刷
平成二十九年八月一日部分修正
平成二十九年一月一日部分修正
平成三十年六月一日部分修正
令和二年一月一日部分修正

防火地域及び準防火地域—総括図

熊谷市都市計画図

凡例	
準防火地域	

凡例				
表示	都市計画等の種類			
	行政区域			
	市街化区域			
	用途地域	建ぺい率（%）	容積率（%）	高さ制限
	第一種低層住居専用地域	50	80	10m
			100	
	第二種低層住居専用地域	50	100	10m
		60	150	12m
	第一種中高層住居専用地域	60	150	－
			200	－
	第二種中高層住居専用地域	60	150	－
			200	－
	第一種住居地域	60	200	－
	第二種住居地域	60	200	－
	準住居地域	60	200	－
	近隣商業地域	80	200	－
	商業地域	80	400	－
			600	－
	準工業地域	60	200	－
	工業地域	60	200	－
	工業専用地域	50	200	－
		60	200	－
	防火地域			
	準防火地域			
	高度利用地区			
	駐車場整備地区			
	都市計画道路			
	都市計画公園			
	都市計画緑地			
	都市計画に定められたその他の都市施設			
	土地区画整理事業区域			
	地区計画区域			
	建築協定締結地区（上段：容積率 下段：建ぺい率 右：高さ制限）			

※生産緑地地区の指定状況は、熊谷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。
※建築基準法第22条第1項による指定区域：市街化区域内の、防火地域及び準防火地域以外の区域

1:20,000 (1km=5cm)

特別用途地区【大規模集客施設制限地区】

対象範囲：準工業地域（全域）
内　　容：床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地が制限されます。

準防火地域を指定（面積 約14.0ha）

別府五丁目スマートタウン地区地区計画

凡例
- 地区計画区域及び地区整備計画区域
- 地区施設（道路）
- 地区施設（歩行者専用道路）
- 地区施設（公園）

1：5,000

熊谷流通センター地区地区計画

凡例
- 地区計画区域及び地区整備計画区域

1：15,000

熊谷駅東部地区地区計画

凡例
- 地区計画区域・地区整備計画区域
- A A地区（商業地域）
- B B地区（近隣商業地域）
- C C地区（準工業地域）
- D D地区（第一種住居地域）
- 「計画図記載の道路・水路」

※F.G.地区の間隔の制限「壁面の位置及び形態」は地区計画参照・参照

1：10,000

船木台地区地区計画

凡例
- 地区計画区域及び地区整備計画区域
- A A地区（第一種低層住居専用地域）
- B B地区（第二種中高層住居専用地域）
- C C地区（工業地域）
- 壁面の位置制限

1：15,000

妻沼中央地区地区計画

凡例
- 地区計画区域及び地区整備計画区域

1：15,000

熊谷駅南口地区地区計画

凡例
- 地区計画区域（地区整備計画区域）
- 地区施設（道路）
- 建築物の1階部分の用途及び壁面の位置の制限対象箇所

1：5,000

熊谷駅東口駅前地区地区計画

凡例
- 地区計画区域及び地区整備計画区域

1：5,000

籠原駅南口地区地区計画

凡例
- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- ショッピングモール
- 建築物の1階部分の用途及び壁面の位置・形態の制限対象箇所

1：15,000

妻沼東地区地区計画

凡例
- 地区計画区域及び地区整備計画区域

1：15,000

妻沼西部工業団地地区計画

凡例
- 地区計画区域及び地区整備計画区域
- A A地区
- B B地区
- 地区施設（公園）
- 地区施設（緑地）
- 地区施設（調整池）
- 壁面の位置の制限（道路境界線から10m以上設置対象箇所）

1：20,000

熊谷駅東地区 高度利用地区

凡例
- 高度利用地区

壁面の位置の制限（道路・広場境界線から2m以上後退）
壁面の位置の制限（鉄道敷・隣地境界線から0.5m以上後退）
建築物の容積率の最低限度：200%
建築物の建築面積の最低限度：200㎡

1：5,000

※1　この図面は都市計画の概略を示したものですので、詳細については熊谷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。

※2　地形図は最新の情報を反映しておりませんので、ご注意ください。

株式会社パスコ調製

熊谷市

本市の許可を受けずに複製することを禁じます。